

# 平成16年第6回教育委員会記録

平成16年4月28日(水)

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

**日時** 平成16年4月28日(水)午後2時00分～午後2時45分  
**場所** 教育委員会室

**出席委員** 委員長 丸田 頼一 委員長 大藏 雄之助  
職務代理者  
委員 宮坂 公夫 委員 安本 ゆみ  
教育長 納富 善朗

**欠席委員** (なし)

**出席説明員** 事務局次長 佐藤 博 継 庶務課長 和田 義 広  
学校運営課長 馬場 誠 一 学務課長 井口 順 司  
施設課長 吉田 順 之 指導室長 松岡 敬 明  
中央図書館長 倉田 征 壽  
社会教育 武笠 茂 中央図書館 清水 文 男  
課長 次 長

**事務局職員** 庶務係長 小今井 七 洋 法規担当係長 石井 康 宏  
担当書記 佐藤 守

**傍聴者数** 4 名

### 会議に付した事件

#### (議案)

議案第32号 杉並区教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程

議案第33号 杉並区文化財保護審議会委員の委嘱について

#### (報告事項)

(1) 杉並区立小・中学校教科用図書等の採択事務について

## 目 次

会議録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
議案審議	
議案第32号 杉並区教育委員会職務権限規程の一部を改正 する規程・・・・・・・・・・・・・・・・	3
議案第33号 杉並区文化財保護審議会委員の委嘱について	3
報告事項	
(1) 杉並区立小・中学校教科用図書等の採択事務について	4

**委員長** ただいまから、第6回教育委員会定例会を開催いたします。皆様方、ご多忙のところありがとうございます。

本日の議事録の署名委員は、大蔵委員にお願いいたします。本日の議事日程は、ご案内いたしましたとおりに議案が2件、報告事項が1件でございます。よろしく申し上げます。

では、議案の審議に入らせていただきます。まず議案第32号「杉並区教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程」を上程し、審議させていただきます。庶務課長からご説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、議案第32号「杉並区教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程」についてご説明いたします。

改正の理由ですが、共催・後援等の名義使用の承認につきまして、これまでの実績を踏まえまして決裁区分の改定を行うものです。

改正の概要については、3枚目の新旧対照表をご覧ください。下段が旧規程、上段が新規程ということになります。これまでの決裁区分では、委員会、教育長、事務局次長等の3区分ということで、それぞれ特に重要な事業等、それから重要な事業等、定例的な事業等ということで決裁を行うこととしてございましたが、今回の実績を踏まえた改定では、新たに課長等の決裁区分を設け、上段の新規程のほうですが、決裁を事務局次長等と課長等という2段階にすることとし、事務局次長等につきましては重要な事業等、課長等については定例的な事業等の承認という改正とさせていただきます。施行期日は、平成16年5月1日からです。私からの説明は以上です。

**委員長** ご説明に関しまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

詳細な具体例がないので、ご質問といっても難しいかもしれませんが。

**庶務課長** 共催と後援名義使用につきましては、毎月報告案件ということで挙げてございます。あの内容から、ご案内のとおり定例的に繰り返し同じような形でやるものが多いです。新規についても大体判断規準が示されている範囲のものが多いということです。異例、特別なものはほとんどなく、これまでも実績として、教育委員会事務局次長決裁で全部やってきておりますので、そういった実態を踏まえてということでご理解いただきたいと存じます。

**委員長** よろしいですか。一般的な事例について、課長決裁とするということですか。

(異議なし)

**委員長** それでは、原案どおり可決いたします。

次に日程第2、議案第33号「杉並区文化財保護審議会委員の委嘱について」を上程し、審議させていただきます。社会教育スポーツ課長、お願いいたします。

**社会教育スポーツ課長** 私のほうから、議案第33号「杉並区文化財保護審議会委員の委嘱について」

の議案を提出させていただきます。

今回の提案理由につきましては、委員の任期満了に伴いまして、新たに委員の委嘱をする必要があるということです。

お手元の別添の資料をご覧くださいと思います。委員候補の名簿ですが、9名ございます。今回につきましては、前期に引き続き、全員継続ということでお諮りします。委嘱の期間は、平成16年5月17日から平成18年5月16日です。

候補者名簿の若干の説明をさせていただきますと、稲葉和也委員につきましては建築史の専門分野、江坂輝彌氏は考古学、大谷光男氏は歴史学、岡田芳朗氏も歴史学、倉石あつ子氏につきましては民俗学、水藤眞氏は歴史学、関口正之氏、永井信一氏につきましては美術史、森安彦氏は歴史学という分野で委嘱を行うものです。私のほうからは以上です。

**委員長** ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

国の関係では、よく庭園の史跡の指定というのが多いですね。ですから不可欠で、必ず委員がいるのですが、我が区の場合ですと、そういったときには美術や建築で補うのですか。

**社会教育スポーツ課長** そのような場合、建物が絡んでおりましたら建築史ですが、庭園等の文化財の価値と申しますのは歴史的な価値、それから、芸術的価値等を総合的に判断して行うのが通例ですので、それぞれの委員さんの幅広い知識の中で、そういったものを考えていただいて、それが文化財の指定、または登録に値するかどうかを判断していただくという形でやっております。調査につきましては、別途必要に応じて専門家にその辺りの詳しい調査を委託する場合もございます。

**委員長** わかりました。よろしいですか。

(異議なし)

**委員長** では、原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

次に、報告事項に入ります。「杉並区立小・中学校教科用図書等の採択事務について」を指導室長からお願いいたします。

**指導室長** お手元の資料「杉並区立小・中学校教科用図書等の採択事務について」に基づきましてご報告いたします。

まず、流れ図が両面印刷になってございます。裏面は、学校教育法第107条に規定する教科用図書の採択事務についての流れ図です。2点目が、A4判横書きの平成16年度教科書採択の日程一覧です。そのあと、2枚綴りで「杉並区立小・中学校教科用図書調査事務処理要綱」があるかと思えます。

初めに、この処理要綱の制定に伴いましてご説明申し上げます。教科書採択につきましては、

これまで平成 2 年および平成 14 年の文部科学省の通知等により、その改善の取組みが示されてきたところです。平成 17 年度に使用する小学校教科用図書、および平成 18 年度に使用する中学校教科用図書の採択を行うに当たっては、より適正に、調査研究に基づいた採択が行われるようにという趣旨から、新たに杉並区立小・中学校教科用図書調査事務処理要綱を制定したものです。現行は「教科書採択要綱」という名称になっておりますが、ただいま申し上げました趣旨に従いまして、これを「調査事務処理要綱」といたしまして、教育委員会が採択を行う際に実施する調査に関する事務処理について、必要なことを定めることを目的にしたものです。

この要綱に示された細部につきましては、現行では細目を制定してございますが、例えば調査研究の観点でありますとか、各調査機関の構成、あるいは委員の選定方法、報告書の様式、教科書の展示会等につきましては、別に調査事務処理に関する手引きというものを作成しまして、それに基づき行うことといたしました。

もう 1 点は、現行の採択要綱におきまして、通常学級で使用する教科用図書、および学校教育法第 107 条に規定する、いわゆる通称「107 条図書」が同一の要綱になっておりますが、今回はこれを別立てにいたしまして、107 条図書は別途、調査事務処理要綱というものを制定したものです。全体の流れと日程につきましては、この流れ図に従いまして、通常図書については杉並区教科用図書選定調査委員会を設置しまして、この調査委員会が種目別の研究部会からの報告、あるいは今年度は小学校からの調査研究の報告、および展示会場における区民からのアンケート等をまとめまして、これを教育長に報告します。これを教育長が教育委員会に報告をして、調査結果等を参考にさせていただきながら採択を進めていただくという流れになります。

また、裏面ですが、107 条図書につきましては、107 条図書検討委員会という所が、区立の養護学校および心身障害学級設置校から調査研究報告を受けまして、それを教育長に報告をし、教育長が教育委員会に報告を上げ、採択を行っていただくという流れでございます。

日程につきましては、先ほどの日程表に従って、おおむねこのような形で進んでいくということです。実際に教育委員会で採択に関わる審議につきましては、7 月 14 日および 28 日の定例会を現在予定しております。私からは以上です。

**委員長** ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

**大蔵委員** 107 条図書に関する事務処理要綱ですが、真ん中のところから第 3 条の前の辺りで、上の表題は「調査事務処理要綱」になっているのに、「107 条図書検討委員会」になっているのはなぜですか。先ほど、検討委員会を調査事務処理要綱に変えるというお話でしたね。一般の小・中学校のほうはそうなっておりますが、107 条図書のほうは違います。

**指導室長** 失礼しました。調査委員会は、通常学級の教科用図書ということでございまして、107 条

図書におきましては 107 条図書検討委員会という名称でございます。

**大蔵委員** そうすると、表題がちょっと違うのではありませんか。表題の「学校教育法第 107 条に規定する教科用図書調査事務処理要綱」というのは、一般の小・中学校と一緒にありますね。

**指導室長** 表題は同じ処理要綱です。その中で、設置する委員会の名称が通常図書と異なっているということです。

**大蔵委員** 107 条図書検討委員会第 3 条のところですが、杉並区教育委員会が 107 条図書を選採する際に必要な調査を行うのですね。そうすると、調査委員会ではないのですか。調査を行うのは検討委員会ですか。

**指導室長** 通常学級で使う教科用図書につきましては、検定教科書という形です。107 条図書にはそれ以外のすべての図書が対象になるということでございますので、107 条図書につきましては検討委員会という名称を用いてございます。通常学級で使う検定教科書というのは有限で、検定教科書という限られた枠の中での調査になりますが、107 条図書につきましては一般図書も含めてすべての図書が対象になりますので、検討委員会という名称を使ったものでございます。

**大蔵委員** なかなかすんなり納得がいきません。107 条図書というのは障害者用ですね。ですから、普通の検定教科書だけではなく、広く選採するというのはわかります。しかし一般の図書の検定図書の中からでも調べていくことからすると、事実上はそんなに違わないと思うのですが。

**次長** 調査委員会と検討委員会の違いですが、同じ時期に並行して動いていきますので、例えば「107 条図書調査委員会」と長くは言わないわけです。それぞれを「調査委員会」という言い方で短縮して言うことが多いので、取り違えないようにということです。

**大蔵委員** 調査委員会という小・中学校のほうで、検討委員会と言えば 107 条のほうですよ、ということですね。

**宮坂委員** 内容的には、あまり意味は違わないと解釈してよろしいのですね。

**次長** 権限などは変わらないです。

**大蔵委員** 従来 1 本だったのを、107 条図書を独立させてこのようにしたのは、そのためですか。いままで両方一緒に規定していたでしょう。

**指導室長** もう 1 点は、107 条図書につきましては、毎年採択をしていくということで、通常学級で使用する教科用図書と採択時期が異なりますので、107 条は別立てにしたということでございます。

**大蔵委員** それは納得です。わかりました。ですが、紛らわしくないように言葉を変えというのは、あまり私は納得しませんが、内容が同じなら内容の表現も同じであろうと、私は思います。これは基本的に教育長の権限に属することであって、私どもは教育委員会で報告を受けているわけですから、教育長がそれでいいとおっしゃればいいと思います。私自身はあまり釈然としない

と思っています。

**委員長** 区民アンケートといいますが、最初のフローチャートでも「区民」という枠がありますね。  
3ページの日程についてのところでは、枠組として「区民」というものがないわけです。

**大蔵委員** 7月のいちばん下に「区民アンケート集計」とありますが。

**委員長** はい、小さく「区民アンケート集計」と書いてありますが、「区民」という位置づけを1つ作って、それがどのように反映されるのかというのは、例えば調査委員会であるとか研究部会であるとか、そういうところに矢印として連動していかないと、意味がわからないですね。その辺りはどうなのでしょう。

**指導室長** 「区民」という枠をあえて作ってはいませんが、作るとしますと、「見本本展示」という欄の、いわゆる教科書展示で特別展示と法定展示という辺りで関わっていただくことになろうかと思います。この展示会場でご意見をいただき、それを7月上旬に事務局のほうで集計をしていくという形になろうかと思います。

**委員長** 一般的には「区民」を、例えばまちづくりや都市計画の手続きの場合だと、きっちり枠組として入れていくのが常識になっています。その辺を明確に書いていたほうが、実際問題としてわかりやすいのです。どこでやったのかということもきっちりやっておかないと、いろいろ時代的な背景もありますし、おかしな形になってしまいますから。

**指導室長** 日程の一覧に「区民」という枠を1項目設けまして、特別展示、法定展示の欄に重ねてまいります。1項目起こしたいと思います。

**安本委員** 「学校展示」と書いてあるのですが、学校でも展示をするのですか。

**指導室長** 学校の展示を行います。

**安本委員** 何箇所くらいですか。

**指導室長** 現在4会場を考えております。

**安本委員** それは、済研やそれ以外にということですか。

**指導室長** 教員の調査研究のための展示でございます。

**安本委員** 教員のためのということですか。

**指導室長** はい、そうです。

**宮坂委員** 前に説明いただきましたが、絞り込みを防ぐためにすべての教科書をというのは、どこかに書いてあるのですか。

**指導室長** 先ほどご説明いたしました「調査事務処理に関する手引き」というものを別途定めまして、そちらに記載してまいります。その手引きのほうには、先ほど調査委員会のメンバー等々も構成員を規定していきますので、これは採択終了まで時限秘という形になろうかと思います。

**委員長** ほかにございませんか、よろしいですか。細かいことは、事務局のほうでいろいろと定めなければということですが、大枠について何かございますか。

**大蔵委員** 用語が違う以上、中身が違うと思っています。同じものならば、用語も統一すべきであると思います。だから、調査委員会の作業と検討委員会の作業は内容が違うと思います。それは、強いて言うならば、調査委員会は検定を受けて合格した教科書の中から選びますが、検討委員会は一般から幅広く選ぶために、名称を取り違えないように検討委員会になっているということですね。ですから、中身が違うとおっしゃるなら、私は必ずしも完全に了解したわけではありませんが、あり得るであろうと思います。しかし、実態は同じものだとおっしゃるなら、やはり用語を統一すべきだと思っています。日常、我々が会話で使っているとか、小説に書いてあるというのであれば、違う言葉で同じことを表現することもあり得ると思いますが、このような共通の理解の上に立ってやらなければならないことについては、同じことを表現するなら同じ言葉を使うべきであると思います。

**指導室長** 先ほどの調査委員会と検討委員会の件ですが、先ほど私が申し上げた点でもう1つ説明を加えさせていただきますと、調査委員会のほうは実際に見本本を見て調査研究の作業に当たるのですが、107条図書につきましては、実態としてはすでに文部科学省、東京都教育委員会のほうがかなりの冊数の推薦図書を出しています。実際に原本に当たることができる場合と、できない場合もございますので、そのような調査資料を参考にしながら検討していくという意味合いもありまして、異なる名称を用いたということです。

**大蔵委員** 内容が違うということですか。

**指導室長** はい。

**大蔵委員** それならば、あり得ると思います。そうすると、表題が両方同じになっているのは、やや問題があります。上のほうも、表題も本来は検討委員会、検討事務など、何々要綱という形になるだろうと私は思います。表題は両方同じで、中の委員会の名前が違うというのは、そこに矛盾があるのです。ですから、107条図書のほうは、昔のとおり採択要綱になっていけば、それでいいかもしれません。ですが、独立させたのに、新しい小・中学校と全く同じタイトルがついていて、そして委員会の構成が違うというのは、私は納得がいきません。ただ、先ほど言いましたように、教育長がこれでいいと言うのなら、基本的には報告を受けているわけですから、私がいつまでも言う必要はありませんが。しかし、本来は矛盾しているのではないかと考えております。将来、どこかで何かがあったときに、私がちゃんと言ったという記録が議事録に残っていて、気がついていただきたらと思ってくだされれば、それでいいです。

**委員長** たぶん、行政側というのは言葉にこだわっていますから、普通わからないことでもこだわ

りますから、変えないのではないかと思いますね。

**大蔵委員** 行政機構は一定の規程に基づいて動くわけですから、その規程の解釈を区民や国民が間違っただけではいけないわけです。そのためには、同じものは同じ用語を使わなければいけないのです。そう思いませんか。

例えば何かをやるときに、「改正」と「改定」を一緒に使っていたら、これはどのように違うのですか。もしも用語が違っていたら、それなりの解釈の違いが当然あると思うのです。ですから、「改正」でいくなら、同じ趣旨なら「改正」と書いて、どちらかの言葉に統一すべきです。

私たちが日常で会話をしているときには、そんなことはこだわりません。しかし、行政が一定のルールに基づいて行動するには、できるだけそれに従う人たちが誤解をしないように、わかりやすくすべきだと思います。これは、誤解を招く一因である、私は思っています。表題が同じでありながら、中身が違うというようなことは、あまりよくありません。それならば表題を変えろというのが1つ。もう1つは、実際にはいろいろな作業はあるけれど、事実上やるのが同じなら、107条図書の方も「調査委員会」にしてしまえば、非常にすっきりすると思います。

**委員長** 先ほど大蔵委員が言われたように、議事録で留めさせていただいて、今回は対応させていただきますか。

**大蔵委員** 教育長は何かありますか。

**委員長** いままでの慣例的なものがあって、こだわっておられると思います。そのように処置させていただきたいと思いますが、ほかの方はよろしいですか。

**宮坂委員** 論理的には、大蔵委員の言われるとおりだと私も思います。正直言いますとあまり深く考えていなかったもので、処理につきましては教育長、委員長にお任せします。

**委員長** この件については、このように処置させていただきたいと思います。では、予定した議題と報告事項はこれで終わりました。ありがとうございました。

それでは庶務課長、お願いいたします。

**庶務課長** 先ほどの報告事項の日程につきましては、ご指摘がありました部分は直させていただきますので、よろしくお願いいたします。次回の日程でございますが、5月12日(水)午後2時ということで、予定どおり定例会を行います。よろしくお願いいたします。以上でございます。

**委員長** それでは、次回もよろしく申し上げます。どうもありがとうございました。これをもちまして閉会とさせていただきます。